「農作物共済」へのお申込み・お問い合わせは、最寄りの農業共済組合または各支所へ

茨城県農業共済組合連合会
住所：水戸市小吹町942
☎029-215-8881（代表）
HPアドレス　http://www.nosai-ibaraki.or.jp/

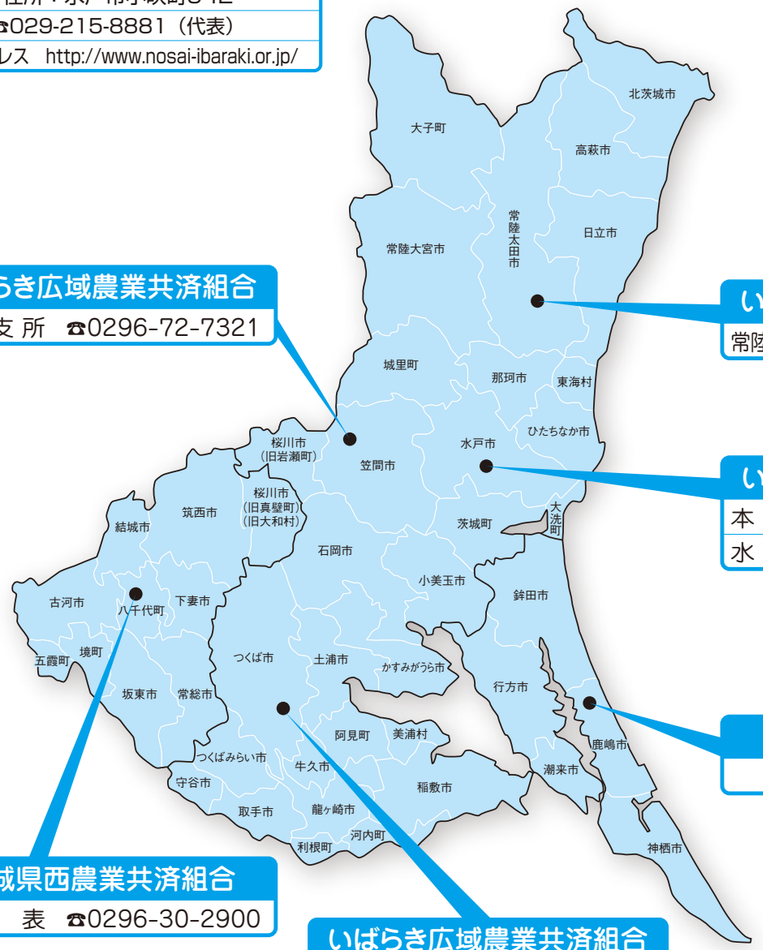

いばらき広域農業共済組合
笠 間 支 所　☎0296-72-7321

いばらき広域農業共済組合
常陸太田支所　☎0294-72-6227

いばらき広域農業共済組合
本　　所　☎029-350-8815
水 戸 支 所　☎029-306-6720

鹿行農業共済組合
☎0299-90-4000

茨城県西農業共済組合
代　　表　☎0296-30-2900

いばらき広域農業共済組合
つくば支所　☎029-839-0160

個人情報の取扱いについて

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。
個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた上、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

金融サービス提供法に係る重要事項

農家の皆様へ

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・連合会・国の３段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないことがあります。

(1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
(2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
(3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
(4) 組合への損害通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
(5) 組合の財務状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

この重要事項は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただくようお願いいたします。

2025.12作成（令和8年産用）

安心のネットワーク NOSAI

水稲 陸稲 農作物共済

半相殺方式　**全相殺方式**
品質方式　**地域インデックス方式**

加入申込書 兼 変更届出書記入のてびき

［口座振替のお願い］
NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。
口座振替の申し込みは簡単な手続きで、手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

農　業　共　済　組　合
茨城県農業共済組合連合会

令和　　年産　○○共済加入申込書兼変更届出書　《記　入　例》

自動継続特約の有無 (注1)	無

提出期限　令和○○年○月○日

申込(内容確認)日	令和 8 年 3 月 3 日

○○農業共済組合長　殿

定款及び事業規程を了知した上、農作物共済について下記により加入申込み（変更の届出）をいたします。
加入申込書の記載事項は事実に相違ないこと、申し込みができる農作物の全てであること、及び既に事故が生じている又はその事故の原因が生じているものでないことを確約します。

1．申込者（※注２を参照し、記入願います。）

(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ミト ~~タロウ~~ ジロウ	申告業産要事項説明受	住所	(〒 310 － 0914) 水戸市小吹町942	加入形態 ☑ 個人 ☐ 農作物共済資格団体 ☐ 法人
氏名	水戸 ~~太郎~~ 次郎 (注2)	水戸	電話	012−345−6789	
組合員等番号	※記入不要				

2．引受方式等（※注３を参照し、記入願います。）

類区分 ①	引受方式 ①	補償割合 ②	一筆半損特約の有無 ③	品質方式の共済金額の選択割合 ④	キログラム当たり共済金額の選択順位 ⑤	備考
7類	地域インデックス	9 割	有	%	第 1 位	
2類	半相殺	8 割	有	%	第 1 位	
類		割		%	第 位	

3．全相殺方式、品質方式における収穫量の確認方法（※下記の注４を参照し、記入願います。）

類区分	収穫量の確認方法 ①						乾燥調製作業の受託者又は売渡受託者等の名称等 ②		
	乾燥調製作業の受託者証明		売渡受託者等証明【＊】	青色申告書	確定申告関係書類	その他	名称	住所	電話番号
	受託者から共済組合へ提供【＊】	加入者から共済組合へ提供							

（注４）全相殺方式、品質方式を選択した場合に記入してください。
① 収穫量の確認方法
収穫量の確認方法を選択して該当するものに「○」を付してください。
② 全相殺方式を選択した場合で、「乾燥調製作業の受託者証明」を選択したときは、乾燥調製作業の受託者、住所及び電話番号を、品質方式を選択した場合で、「売渡受託者等証明」を選択したときは、売渡受託者等の名称、住所及び電話番号を記入してください。

【＊】「乾燥調製作業の受託者証明（受託者から共済組合へ提供）」又は「売渡受託者等証明」で収穫量を確認する場合の申告事項（確認の上チェックしてください）
☑ 当該乾燥調製作業の受託者（又は売渡受託者等）が、当該申込者が作業を委託した農作物の乾燥調製結果に関する書類（又は売渡受託者等が保管する帳簿、伝票その他必要な資料の写し）を、農業共済組合に提供又は提示することの同意を得ていることを確約します。

【基準単収の設定方法】（該当する場合はチェックしてください。）
☐ 災害が近年連続して発生している等により近年の上記証明書類により基準単収を設定することが適当ではないことから、農業共済組合が別の方法により本年産の基準単収を設定することを申し出ます。

【参考情報】（実施している場合はチェックしてください。）
☐ 農業版BCPの実施

環境負荷低減のチェックシート（別紙を確認してチェックをお願いします。）

	前年の取組結果	当年の取組予定
(1)から(7)までの全ての取組を実施	☑しました	☑します

(注5)

4．耕地等情報
（※注６を参照し、記入願います。）

※記入不要

耕地番号	分筆番号	市町村名	地名地番	耕地面積 a	引受面積 ① a	転作等の面積 ② a	類区分 ③	品種又は転作作物名等 ④	栽培上の特殊事情 ⑤	田畑区分	備考 ⑥・⑦・⑧	収量等級	参酌
0001	01	水戸市	サカシタ　1026	10.00	9.80		7	コシヒカリ		田			
0002	01	水戸市	サカウエ　2012	20.00	19.80		7	アキタコマチ		田			
0003	01	水戸市	サカウエ　3050	10.00	0.00 ~~9.80~~	9.80		大豆		田	転作		
0004	01	水戸市	イエノマエ 100-2 ~~ゴタンダ　592~~	10.00	9.80		2 ~~1~~	夢あおば ~~コシヒカリ~~		田			
~~0005~~	~~01~~	~~水戸市~~	~~チュウオウ　385~~	~~15.00~~	~~14.80~~					田	売却(共済三郎へ)		
0006	01	水戸市	ミチシタ　350	20.00	0.00 ~~19.80~~	19.80		自己保全管理 ~~コシヒカリ~~		田	休耕		
0007	01	水戸市	ミチシタ　450	16.00	13.80 ~~15.80~~	2.00	7	コシヒカリ		田	2.0a 休耕		
0008	01	水戸市	イエノマエ 110	10.00	9.80		7	コシヒカリ		田	新規作付(地主 農業一郎)		

【記入・提出に当たってのお願い（注意事項）】

（注１）「自動継続特約の有無」欄には、自動継続特約を希望する場合のみ「有」と記入してください。
自動継続特約を希望する場合は、別途「自動継続特約申込書」を提出してください。

（注２）変更があるときは、該当するところを二重線で消し、余白に新たに記入してください。

（注３）「引受方式等」欄については、次の要領に従い記入してください。

① 「類区分」及び「引受方式」欄について、それぞれ次の表から該当する類区分及び選択する引受方式を記入してください。

＜水稲＞

加入区分	類区分		選択できる引受方式
主食用米・米粉用米を地域インデックス方式に加入しない場合	1類	1回作の主食用米	全相殺方式、半相殺方式、品質方式
	2類	1回作の飼料用米・バイオ燃料用米	
	3類	1回作の米粉用米	
主食用米・米粉用米を地域インデックス方式に加入する場合	2類	1回作の飼料用米・バイオ燃料用米	全相殺方式、半相殺方式、品質方式
	7類	主食用米・米粉用米	地域インデックス方式

＜陸稲＞
選択できる引受方式は、全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式です。「類区分」欄の記入は不要です。

② 「補償割合」を次の表から選んで記入してください。

引受方式	補償割合		
全相殺方式、地域インデックス方式	9割	8割	7割
半相殺方式	8割	7割	6割

③ 「一筆半損特約の有無」欄について、「有」「無」を記入してください。

④ 品質方式を選択する場合の共済金額
「品質方式の共済金額の選択割合」欄には、基準生産金額の40％から共済限度額（基準生産金額×補償割合（90％、80％又は70％））の間の割合を10％単位で記入してください。

⑤ 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式を選択した場合のキログラム当たり共済金額
「キログラム当たり共済金額の選択順位」欄には、選択するキログラム当たり共済金額の順位（例えば「第1位」）と記入してください。

＜水稲＞（参考 令和７年産）

区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位
主食用米	186円	167円	149円	130円	112円	93円	－	－
飼料用米等	27円	24円	20円	17円	14円	11円	7円	4円
米粉用米	66円	59円	52円	45円	38円	31円	24円	17円

※「類区分」が7類の場合（地域インデックス方式の場合）に適用するキログラム当たり共済金額は、申込者が選択した主食用米と米粉用米のキログラム当たり共済金額を、主食用米と米粉用米の引受面積を重みとして統計単位地域ごとに加重平均して得た金額となります。
※また、選択した順位のキログラム当たり共済金額がない水稲がある場合（例えば、第8位を選択したが、「主食用米」に第8位がない場合）で、備考欄に特段の記載がないときは、当該水稲については最下位（「主食用米」について第6位）の金額を適用します。

＜陸稲＞（参考 令和７年産）

区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
陸稲	160円	144円	128円	112円	96円	80円

（注５）「(1)から(7)までの全ての取組を実施」欄には該当するものにチェックをしてください。

（注６）作付内容について記入してください。

① 「引受面積」欄は、けい畔などを除いた実利用面積を記入してください。
② 「転作等の面積」欄には、水稲以外の作物の作付等がある場合にはその実施面積を記入してください。
③ 「類区分」欄は、（注3）の①の類区分を記入してください。
④ 「品種又は転作作物名等」欄には、引受けの対象となる当該共済目的の品種名、転作作物等名のほか、不作付地がある場合はその状態（調製水田、自己保全管理、土地改良通年施行、貸付等）を記入してください。
⑤ 「栽培上の特殊事情」欄は、慣行栽培とは異なる栽培方法を行う場合はその旨（例えば、化学合成資材を使用しない栽培方法を行う場合は「有機」、水稲で田植を行わずに直接ほ場には種を行う場合は「直播」）のほか、水稲にあっては、い草、たばこ、野菜等の前作その他栽培上の特殊事情（畑地かんがい等）、陸稲及び麦にあっては、うね落とし栽培、間作、混作その他栽培上の特殊事情等を記入してください。
⑥ 「備考」欄には、前年の耕作内容から変更があったときにその理由（例えば作付けをやめたものは「転作」、「水田預託」、「土地改良通年施行」、「転用」、「売却」、「貸付」、「不作付け」等と、作付けを再開したものは「作付再開」と、新たに作付けを始めたものは「新規作付」）を記入してください。また、変更の理由が売却又は貸付にあってはその相手方の氏名を、新規の場合でその耕地が借用によるものにあっては地主の氏名を併記してください。
⑦ 農業共済組合から平年的な10アール当たり収穫量の申告を求められたときは、その数量を記入してください。
⑧ 上記のほか、次に該当する耕地がある場合は、その内容を簡単に記入してください。
a 類区分で区分されない用途（例えば「種子用」等）及び収穫期（例えば飼料用米等について「12月収穫」等）の別
b 全相殺方式、品質方式の収穫量の確認方法が、「乾燥調製作業の受託者証明」の場合で自らが乾燥調製する耕地がある場合はその旨、「売渡受託者等証明」の場合で、売渡受託者等に売渡し等を行わない耕地がある場合はその旨
c 共済関係を成立させないことを相当とする事由に該当する農作物（例えば「飼料用の青刈稲」等）及び新規開田地等で耕作する水稲

加入申込書 兼 変更届出書への**申込内容は、「経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書」と同じ内容でお申し込みください。**
生産調整との整合性を確保するためご協力をお願いします。なお、一体化様式である「経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書兼水稲加入申込書」を使用している地域は、その記入方法に従ってください。